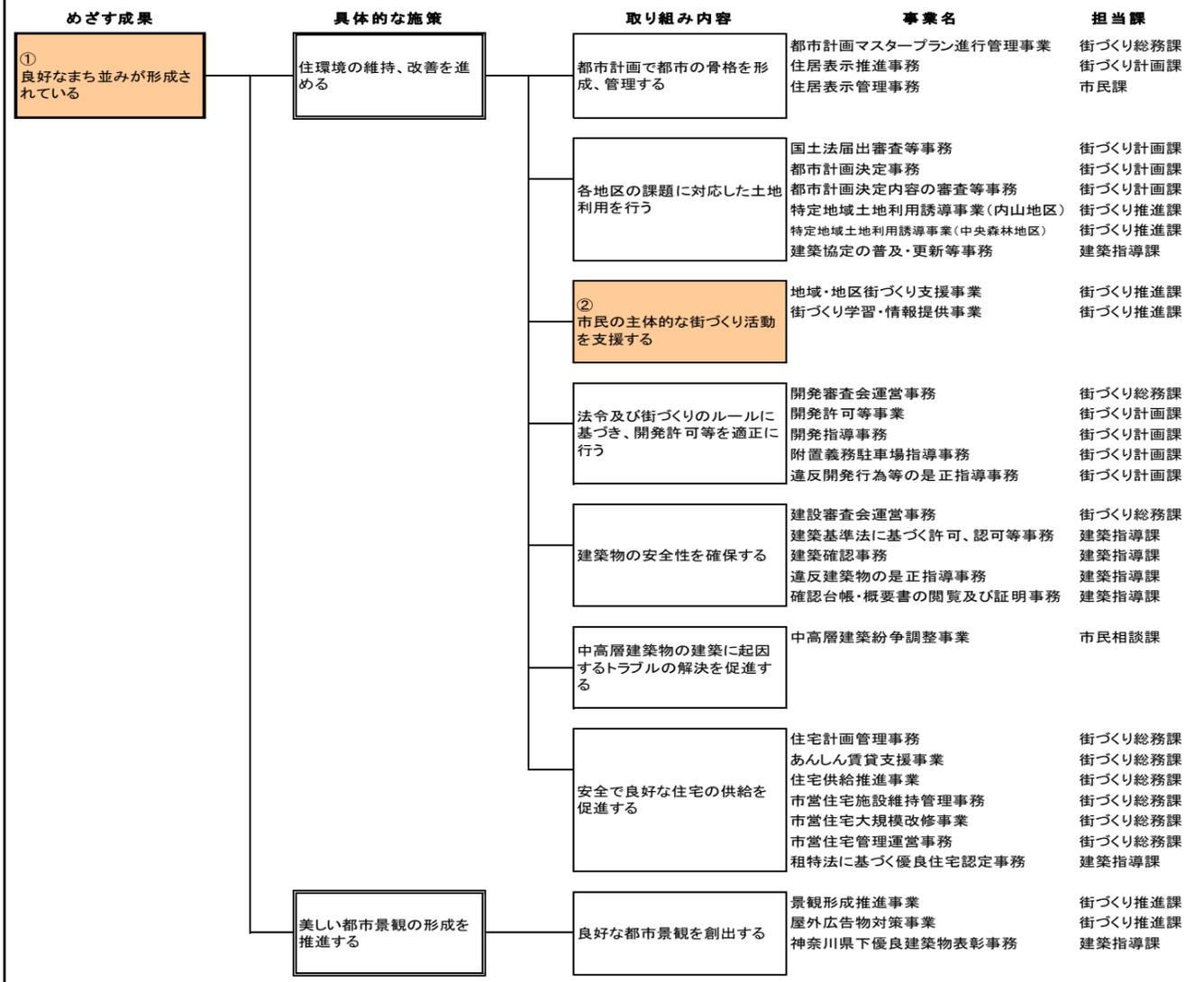


平成25年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート

5-1-3 良好なまち並みが形成されている

総合計画体系	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	快適な都市の基盤をつくる
	めざす成果	良好なまち並みが形成されている 景観に配慮した良好なまち並みが形成されるなど快適な住環境が創出されています。

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）



総合計画掲載指標①		総合計画掲載指標②	
大和市は、良好なまち並みが形成されていると思う市民の割合		地区計画、建築協定、街づくり協定などルール化された地区数の累計	
計画策定時 現状値	40.9%	計画策定時 現状値	31件
実績値 (H24)		実績値 (H24)	30件
中間目標値 (H23)	45.0%	中間目標値 (H23)	34件
目標値 (H25)	50.0%	目標値 (H25)	35件

所管部	街づくり計画部
-----	---------

平成24年度までの取り組み内容	<p>【住環境の維持、改善を進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、建築基準法等に基づく許認可や、開発事業の手續及び基準に関する条例に基づく協議を行いました。 ・住環境の保全を図るため、つきみ野6丁目地区において、地区計画を定めました。 ・街づくり条例に基づき市民の主体的な街づくり活動を支援するとともに、市民への街づくりに関する学習支援と情報提供を行いました。 ・建築協定の普及・更新により、市民の主体的な街づくり活動を支援し、土地利用のルール化が図られました。 ・年2回の市営住宅の空き家募集や市営住宅長寿命化計画に基づく維持補修対策を実施しました。また、住宅確保に窮する高齢者に対し、住まい探し相談会等を実施しました。 <p>【美しい都市景観の形成を推進する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画及び景観条例による景観の規制誘導を行うとともに、屋外広告物条例による屋外広告物の規制誘導、除却協力員等による違反物件の簡易除却を推進しました。
-----------------	--

構成事業に対する考え方（事業の量及び実施手法）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定運営委員会役員の高齢化が進み、建築協定の更新を担う人員確保が困難になってきています。このことから、新たな担い手となる人材育成の支援や事務の簡素化で、初めて協定の更新を行う人でも分かり易い手続きに努めるなど、協定の失効を防ぐことが必要です。また、建築協定がいくつか点在する地域では、地区計画の誘導を積極的に進めるなど、街づくりのルールを継続していく必要があります。 ・居住環境の維持・保全に向けた地域のルール化について、他の部署と連携して周知・誘導していきます。 ・真に住宅に困窮する市民が市営住宅へ入居できるよう困窮度評価点等の見直しを行います。また、利用が低下してきた市営住宅駐車場の活用策を検討し各住宅ごとに随時実施していきます。
-------------------------	--

今後の展開方針		注）例年ごとの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。
新規事業の立案		（該当する事務事業）
既存事業の拡充		（該当する事務事業）
事業の廃止・縮減		（該当する事務事業）
事業の効率化	・事務の簡素化で、初めて協定の更新を行う人でも分かり易い手続きに努め、協定の失効を防ぎます。	（該当する事務事業） 建築協定の普及・更新等事務
その他見直し	・市営住宅の困窮度評価点等を見直します。	（該当する事務事業） 市営住宅管理運営事務